

点検評価表（外郭団体）

I 団体の概要

（令和3年4月1日現在）

団体名	一般財団法人三保松原保全研究所		
所在地	静岡市清水区折戸3丁目20番1号	設立年月日	令和元年6月3日
代表者	代表理事 溝口 康博	県所管課	経済産業部森林整備課
設立に係る根拠法令等	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		
団体の沿革	令和元年6月 設立 令和2年4月 静岡市清水区三保から現所在地へ移転		
運営する施設	-		
団体ホームページ	※作成中		

出資者(拠出金)	出資額(千円)	比率(%)
静岡県	3,000	20.0
静岡市	3,000	20.0
はごろもフーズ(株)	3,000	20.0
鈴與(株)	3,000	20.0
(株)清水銀行	3,000	20.0
基本財産(資本金) 計	15,000	100.0

役職員の状況(人)			
常勤役員	0	常勤職員	4
うち県OB	0	うち県OB	0
うち県派遣	0	うち県派遣	1
非常勤役員	6	非常勤職員	1
役員計	6	職員計	5

II 点検評価（団体の必要性）

1 団体の設立目的（定款）

三保松原をはじめとする海岸保安林、森林、都市公園林、街路樹、名木等緑化樹木の樹勢回復技術及び緑化樹木の保全活動を積極的に推進する。そのため、公民各々の主体が相互に信頼し、話し合い、それぞれの考え、役割、活動を尊重し、最新技術を取り入れながら、知見を高め、蓄積し、水平的協働事業を継続的に実施する。これらの活動、事業を通じて豊かな自然環境がもたらす都市環境への好循環を科学し、環境教育を通して人々の心身の健全化と地域社会へ貢献することを目的とする。

2 団体が果たすべき使命・役割

世界文化遺産「富士山」の構成資産である“三保松原”の松、松原の風景をしっかりと守り、次の世代に引き継いでいくため、三保において積み重ねられてきた伝統を受け継ぎ、様々な形で行われている保全活動の効果を高めるための専門的・技術的なサポートを行う。さらに日本全国の同様の悩みを持つ地域に、団体が蓄積していく知見や活動を広げていく。

3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会 経済環境の変化や 新たな県民ニーズ	県は平成26年度に、「三保松原の松林保全技術会議」から提言された「三保松原の松林保全に向けた提言書」に基づき、“松林を守り、育て活かす仕組みづくり”や“マツの生育環境の改善”、“マツ材線虫病の早期微害化”などに県と静岡市が連携して平成27年度から取り組んできた。この結果、マツ材線虫病の早期微害化や羽衣の松や老齢木の樹勢は回復が図られてきている。 また、“松林を守り、育て活かす仕組みづくり”として、より多くの地域の人々が、松林に関心を持ち、継続して保全活動に積極的にかかわり、三保松原の松林を守り、育て、活かし次世代に継承していくための拠点となる組織として令和元年6月に団体が設立された。
行政施策と団体活動 との関係(役割分担)	県と静岡市が設置した「三保松原保全実行委員会」で決定された松林保全・活用方針に従い、団体は、市から松林保全業務のアウトソーシングとして事業を受注するとともに、市に対し、保全に関する技術提案や協働に関する技術的サポートを行う。
民間企業や他の団体 との関係(役割分担)	静岡市三保松原文化創造センター(みほしるべ)は、三保において地域等との連携の窓口や活動支援等を担い、財団は実際に保全活動を行う保全活動団体・住民に対し、技術的対話や意見交換等を通じその活動を支援していく。財団は三保松原文化創造センター、保全活動団体・住民とともに三保松原の松林保全活動のプラットフォームの一端を担う。

4 事業概要

(単位:千円)

区分	事業名	事業概要	R2決算	R3予算
県委託	三保松原保全地域連携モデル確立事業	松原保全のための市民・行政など水平的連携モデルの試行的実施、松林保全管理システムの普及・活用を進めるための講習会等の実施	2,270	1,900
市町委託	三保松原保全業務委託	松原保全のためのマツ材線虫防除、老齢大木の樹勢回復、危険木対応、景観改善、森林管理、情報発信等の実施	21,201	21,800
合 計			23,471	23,700

5 事業成果指標

指標の名称(単位)	目標(上段)及び実績(下段)				目標値(年度)
	H30	R1	R2	評価	
マツ材線虫病被害木(本/ha) ※集計 6/1~翌年5/31	1本/ha以下 0.65	1本/ha以下 0.77	1本/ha以下 0.59	A	1本/ha以下 (R6)
市・県委託業務の執行率 (%:執行件数/発注件数)	- -	100% 100%	100% 100%	A	100% (-)
					()
					()

※評価 … A:目標達成 B:目標未達成 C:目標未達成(乖離大)

6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>予定されていた事業は全て執行することができた。</p> <p>令和元年度に微増となったマツ材線虫病被害木が、令和2年度は微減となり、1本/ha以下の被害を維持できた。</p> <p>特に被害拡大リスクが高くなる高温少雨の気象条件下で被害が減少したのは、徹底した防除の成果と評価できる。</p>	○	<p>三保松原のマツ材線虫病の微害化や老齢大木の樹勢回復などの松林保全の実務を担い、目標値を達成した。</p>

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	市から松林保全業務のアウトソーシングとして事業を受注・執行し、施工業者への技術講習会の開催や市への提案書の提出、ボランティアに対する松原管理に関する説明など、保全技術の向上、技術提案や協働に関する技術的サポートを行うことができ、当団体に求められる役割は果たすことができた。今後は、より効果的・効率的な実施を進めていく。	○	三保松原の松林保全業務の実務を担い、またそれによって得られたノウハウを施工業者や静岡市、ボランティア等へ還元するなど、三保松原の松林保全活動のプラットフォームとしての役割を果たしている。富士山世界文化遺産の構成資産である三保松原の松林保全を適切・確実に進めていく上で必要な団体である。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係る意見を除く)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
-		
-		
-		

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

1 財務状況

（単位：千円）

区分	H30 決算	R1 決算	R2 決算	評価	備考(特別な要因)	
健全性指標	単年度収支 (d-h)		31,859	-2,571	B	・受託事業の縮小による収入の減 ・研究開発・教育研修への資金投入
	経常損益 (a+b-e-f)		31,859	-2,571	B	
	公益目的事業会計		0	0		
	収益事業等会計		26,655	11,931		
	法人会計		5,204	-14,502		研究開発・教育研修への資金投入
剰余金		14,738	12,096	A		

※評価 … A:プラス B:特別な要因によるマイナス C:マイナス

区分	H30 決算	R1 決算	R2 決算	主な増減理由等	R3 予算	
資産の状況	資産		80,543	34,179		-
	流動資産		79,207	28,770	受託事業の縮小による受託料未収金の減	-
	固定資産		1,336	5,409	器具・備品購入による増(樹木診断機器等)	-
	負債		50,805	7,083		-
	流動負債		50,805	7,083	受託事業の縮小による委託料(再委託)未払金の減	-
	固定負債		0	0		-
	正味財産/純資産		29,738	27,096		-
	基本財産/資本金		15,000	15,000		-
収支の状況	剰余金等		14,738	12,096		-
	運用財産		0	0		-
	事業収益 (a)		92,037	36,605	県及び市からの受託費の減	23,700
	うち県支出額		2,783	2,270		1,900
	(県支出額/事業収益)		(3.0%)	(6.2%)		(8.0%)
	事業外収益 (b)		15,000	0	R元年度の15,000千円は設立拠出金	15,000
	うち基本財産運用益		0	0		0
	特別収益 (c)		0	0		0
	うち基本金取崩額		0	0		0
	収入計 (d=a+b+c)		107,037	36,605		38,700
	事業費用 (e)		75,178	39,176	受託事業の縮小による支出の減	41,004
うち人件費		4,515	6,588	事務局長の常勤化による増	14,178	
(人件費/事業費用)		(6.0%)	(16.8%)		(34.6%)	
事業外費用 (f)		0	0		0	
特別損失 (g)		0	0		0	
支出計 (h=e+f+g)		75,178	39,176		41,004	
収支差 (d-h)		31,859	-2,571		-2,304	

2 経営改善の取組の実施状況と評価

令和2年度は約2,700万円の純利益(ただし運用不可の設立時拠出金1,500万円を含むため、実質1,200万円)を出しており、収益上の問題はない。利益は主に受託事業の執行と、その仕入れ額差によって生じたものである。

令和元年度の純利益は約3,000万円だったが、これは財団の実施体制が整うのが7月と遅れ、実施体制の構築と受託事業の執行を優先したため、予定された職員研修や研究開発が十分実施できなかった結果、支出が抑えられたものである。

3 赤字の要因（前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載）

経常損益が約260万円の赤字。
主に研究開発に予算を投入したことによる。

4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	財団の事務所を東海大学清水キャンパス内に移転し、新たに常勤の事務局長を配置した組織運営体制の強化や、樹木医との技術提携などによる発注体制の見直しを行い、松原保全事業は予定通り実施することができた。 財団存続に必要な利益は出ており、執行上、収益上の問題はない。	○	令和2年度の経常損益は赤字となっているが、設立2年目ということもあり、組織の強化のための資金投入は必要と考えられる。 現在の主な収入は行政からの事業受託費や補助金であるため、将来的には収益事業等の実施による自主財源の確保も考えていく必要があると思われる。

※判定欄 … ○:良好 △:改善を要する ×:抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係るもの)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
-		
-		
-		

※○:対応済 △:対応中 ×:未対応

IV 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針(団体記載)	団体の方針に対する意見等(県所管課記載)
<p>①委託事業による松原保全の適格な実施。これを通じた財団と地域事業者の技術力の向上。 ②財団の研究開発能力、教育研修力の向上。 ③水平的協働による松原保全活動への支援。</p>	<p>水平的協働による保全活動が円滑に行われるように基盤作りを強化するとともに、松林保全の技術やノウハウを蓄積し地域住民や保全活動団体に対し継続的に支援していくことが求められる。</p>

2 今年度の改善の取組

団体の取組(団体記載)	団体の取組に対する意見等(県所管課記載)
<p>1業務執行体制の改善 ①事務局体制 ・公益法人会計基準のソフト導入による会計強化 ②事務局の技術力向上 ・樹木医との技術提携・研修等による専門知識・実践的技術の習得 ・内部腐朽診断の試行 ・施工方法の改良・開発 2 地域保全活動団体等の育成(研修・技術指導の実施) 3 マツ林保全に関する情報発信の強化 4 水平的協働の改善(地域の活動支援強化)</p>	<p>昨年度から引き続き、財団職員の技術力の向上や保全に関する研究・開発が予定されており、三保松原保全のプラットフォームとしての基盤強化が期待される。 今後はさらに地域との連携を強化し、行政を含めた協働を促進していく必要がある。</p>

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位:人、千円)

区分	H30	R1	R2	R3	備考(増減理由等)
常勤役員数		0	0	0	
うち県OB		0	0	0	
うち県派遣		0	0	0	
常勤職員数		3	4	4	
うち県OB		0	0	0	
うち県派遣		1	1	1	
県支出額		5,783	2,270	1,980	
補助金		0	0	0	
委託金		2,783	2,270	1,980	
その他		3,000	0	0	
県からの借入金		0	0	0	
県が債務保証等を付した債務残高		0	0	0	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	出資団体により役員が構成され、必要最低限の組織体制となっている。
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	-	常勤の県職役員なし
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	○	技術的支援として、必要最低限である1名を派遣

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	○	三保松原の保全については静岡市と当団体が進め、県は技術的支援を行うこととなっており、技術職員の派遣は必要性が認められる。
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	当団体は三保松原の保全について、公民各々の主体が水平的協働を継続的に実施していく為の重要な役割を担っているため、拠出金及び委託金を支出する必要性・有効性は認められる。

※ 評価欄 … ○:基準を満たしている △:基準を満たしていないが合理的理由がある ×:基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	-	-		
利用者アンケート	○	-	①三保松原きのこ写真展 (10/10～11/29) ②三保松原マツ写真展 (12/22～1/31)	①とても良い52%、良い38%、普通10% ②とても良い93%、良い7%、普通0%
利用者等 意見交換会	○	-	地元意見交換会 (8/28名勝三保松原保全育成連絡 協議会)	・ボランティア活動区域、土壌改良 やルート規制について技術的な質 疑 など
その他 (評議員会)	○	-	6/24評議員会 定時評議員会は、年1回毎事業年 度終了後3ヶ月以内に開催する。 地元自治会連合会長、静岡経済 同友会、静岡商工会議所から評 議員を迎えている。	・令和元年度事業・決算報告につ いて異議なし ・令和2年度事業計画・予算につ いて異議なし ・将来的に三保の技術を広げてい くようにした方がよい、など意見。

○:実施している／公表している -:実施していない／公表していない

2 事業やサービスの見直し例

事務局体制の強化として、非常勤だった事務局長を常勤とし、会計管理事務を強化するため会計事務所と契約した。
事務局の技術力向上として、樹木診断の実技研修や他の松原の保全状況の視察等を行った。また、東海大学清水キャンパスへ事務所を移転し、東海大学との共同研究を実施した。
水平的協働を改善するために自主事業を創設し、地域やボランティア活動実施者が使用する器具等を支援した。また、保全意識の醸成のために、三保松原のきのこ写真展やマツ写真展を実施した。